

市川市さくらオーナー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、花と緑に対する市民意識の高揚を図り、美しい景観を形成するため、市民参加により市内に桜の植樹を行う市川市さくらオーナー制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) オーナー 市川市さくらオーナー制度の趣旨に賛同し市川市に対し寄付金を納付することにより、市長から第11条第1項の規定による認定を受けるものをいう。
- (2) 記念プレート オーナーが指定する名称で、市長から第7条第2項各号に規定する審査により第6条の規定に適合するものと認められたものを記載した銘板をいう。

(適用対象)

第3条 この要綱による市川市さくらオーナー制度の適用対象となる桜の植樹場所は、市長が指定する場所とする。

(オーナーになることができるもの)

第4条 オーナーになることができるものは、市内に住所を有し、勤務し、若しくは通学する個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体とする。ただし、次に掲げるものは、オーナーになることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業その他これに類するものを行うもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員その他これらに類するもの
- (3) その他市長がオーナーとしてふさわしくないと認めるもの

(オーナーに割り振られる桜の本数等)

第5条 オーナーは、1人又は1団体につき1本の桜に1個の記念プレートを設置されるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(記念プレートの記載内容)

第6条 記念プレートには、次に掲げる事項を記載することができない。

- (1) 商業広告その他これに類するもの
- (2) 政治上、宗教上、経済上、外交上その他の主義主張を述べるもの
- (3) 青少年の健全な育成の見地から適切でない認められるもの
- (4) その他市長が市川市さくらオーナー制度の運営上適切でない認められるもの

(オーナーの申込み等)

第7条 オーナーになろうとするものは、市長がオーナーとなるものを募集する期間内に、市川市さくらオーナー申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによりオーナーとなることができるもの(以下「オーナー候補者」という。)を選定するものとする。

- (1) 前項の規定により申込書を提出したもの(以下「申込者」という。)の数が同項の規定による募集の数を超える場合 抽選及び申込書の内容の審査により、当該数と同数のものをオーナー候補者として選定する。
- (2) 申込者の数が前項の規定による募集の数以下である場合 申込書の内容を審査し、オーナー候補者を選定する。

3 市長は、前項の規定によりオーナー候補者を選定したときは、申込者に対し、その結果を市川市さくらオーナー候補者選定結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(寄付金)

第8条 前条第3項の規定によりオーナー候補者として選定された旨の通知を受けた申込者は、オーナーになるため、市川市が指定する日までに、市長が別に

定める額以上の額の寄付金を市川市に納付するものとする。

(桜の植樹)

第9条 市長は、桜の植樹場所及び種類を選定し、当該桜を植樹するものとする。

(記念プレートの設置)

第10条 市長は、桜の植樹場所にオーナーとして認定するものに係る記念プレートを設置するものとする。

(オーナーの認定)

第11条 市長は、オーナー候補者が第8条の規定による納付をしたときは、前2条の規定による桜の植樹及び記念プレートの設置を行い、オーナー候補者をオーナーとして認定するものとする。この場合において、市長は、オーナーに対し、市川市さくらオーナー認定書(様式第3号)を交付するものとする。

2 市長は、オーナー候補者が第8条の規定による納付をしなかったとき又は次条の規定により付された条件に違反したときは、オーナー候補者としての選定を取り消し、そのものにその旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定によりオーナー候補者としての選定を取り消したときは、第7条第3項の規定によりオーナー候補者として選定されなかった旨の通知をした申込者のうちから抽選によりオーナー候補者を選定するものとする。

4 第7条第3項、第8条、第1項及び第2項並びに次条の規定は、前項の規定により選定されたオーナー候補者について準用する。当該オーナー候補者をこの項において準用する第2項の規定によりその選定を取り消した場合についても、同様とする。

(選定及び認定の条件)

第12条 市長は、第7条第2項及び前条第3項(第14条第3項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定によるオーナー候補者の選定並びに前条第1項の規定によるオーナーの認定に必要な条件を付するものとする。

(オーナーとなる期間等)

第13条 オーナーとなる期間は、桜の植樹及び記念プレートの設置が完了した日から5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 市長は、前項に規定する期間が経過した場合において、記念プレートの設置が困難であると認めるときは、オーナーであったものに係る記念プレートを撤去するものとする。

(オーナーの認定の取消し)

第14条 市長は、オーナーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、オーナーの認定を取り消すものとし、その旨を当該認定の取消しをしたものに通知するものとする。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当すること。
- (2) 第12条の規定により付された条件に違反したこと。
- (3) その他市長が市川市さくらオーナー制度の運営上適切でないと認められる事情が存すること。

2 市長は、前項の規定によりオーナーの認定を取り消したときは、当該認定の取消しをしたものに係る記念プレートを撤去するものとする。

3 市長は、第1項の規定によりオーナーの認定を取り消した場合において、市川市さくらオーナー制度の運営上支障がないと認めるときは、第11条第3項及び第4項の規定の例によりオーナー候補者の選定及びオーナーの認定をすることができる。

(管理)

第15条 記念プレートの管理は、第13条第1項に規定する期間、市川市が行うものとする。

(倒伏、枯死等による措置)

第16条 桜の倒伏、枯死等があった場合においては、市川市が桜の保全、植栽その他の措置を講ずるものとする。

(制度の中止)

第17条 市長は、第13条第1項に規定する期間内に、震災、風水害その他の事由により桜の植樹場所を桜の植樹のため継続して使用することが困難となった場合においては、市川市さくらオーナー制度の実施を中止する旨の決定をするとともに、桜の伐採等を行い、当該植樹場所を原状に回復するものとする。

- 2 前項の規定により市長が市川市さくらオーナー制度の実施を中止する旨の決定をしたときは、第11条第1項（同条第4項（第14条第3項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定によりオーナーとして認定を受けたものは、当該決定の日をもって、オーナーでなくなるものとする。この場合において、市長は、その旨を当該オーナーに通知するとともに、当該オーナーに係る記念プレートを撤去するものとする。
- 3 前項の規定は、第7条第2項及び第11条第3項（第14条第3項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定によりオーナー候補者として選定されたものについて準用する。

（桜及び記念プレートの帰属）

第18条 桜及び記念プレートの所有権は、市に帰属するものとする。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月5日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

市川市長

申込者 住所

氏名又は代表者名

保護者（未成年の場合）

電話番号

市川市さくらオーナー申込書

次のとおり市川市さくらオーナーとしての認定を受けたいので、市川市さくらオーナー制度実施要綱第7条第1項の規定により申し込みます。

植樹場所	
記念プレート 記載内容 (名称に限る。)	

様式第2号（第7条関係）

市川第 号
年 月 日

様

市川市長 印

市川市さくらオーナー候補者選定結果通知書

市川市さくらオーナーについて、下記のとおり通知します。

記

- 1 以下に掲げる条件を付して、市川市さくらオーナーの候補者として選定します。

選定内容

記念プレート 記載内容	
----------------	--

- 2 申込みのご要望にお応えすることができません。

（理由）

（条件）

様式第3号（第11条関係）

市川第 号
年 月 日

様

市川市長 印

市川市さくらオーナー認定書

市川市さくらオーナー制度実施要綱第11条第1項の規定により、下記のとおりオーナーとして認定します。

記

- 1 桜の樹種
- 2 記念プレートの記載内容
- 3 桜の植樹及び記念プレートの設置年月日
- 4 桜の植樹及び記念プレートの設置場所
- 5 オーナーとなる期間

（条件）